財務調査課関係資料

		1. 公 共 施 設 等 総 合 管 理 計 画 の 見 直 し・充 実 にっ									
2		2 . 公 共 施 設 等 適 正 管 理 推 進 事 業 債 に つ い て・・・・						•	 		. 8
3		3. 地 方 公 会 計 関 係 に つ い て・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						•	 •		1 1
4		4.基金の積立て状況等の「見える化」の推進に	つい	て・				•			2 8
5		5. 地 方 単 独 事 業(ソフト)の 決 算 情 報 の「 見 え る	化」	の推	進に	こつ	い	て	 •		3 C
6		6. 地 方 公 会 計 の「 見 え る 化 」の 推 進 に つ い て・						•	 		3 2
7		7. 若 者 定 着 に 向 け た 地 方 創 生 の 取 組 に つ い て						•	 		3 4
8		8. 過 疎 対 策 事 業 債 及 び 辺 地 対 策 事 業 債 に つ レ	ハて						 	•	3 7
9		9.地方公共団体財政健全化法の適切な運用につ	ついっ	τ · ·					 •		3 9
1	0	10. 公立大学関係について・・・・・・・・・・・									4 1

令和5年1月23日 総務省自治財政局財務調査課 1 公共施設等総合管理計画の見直し・充実について

公共施設等総合管理計画等の策定及び見直しの推進

各施設所管省庁所管

背 景

- ・過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- ・人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- ・市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

- 各地方公共団体は、<u>公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って</u> 公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合 管理計画」を策定している。
- また、公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体の対応 方針を定める「個別施設計画」を策定している。

公共施設等総合管理計画の策定及び見直し

<公共施設等総合管理計画の内容>

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、<u>所有施設等の現状や施設全体の管理に関する</u>基本的な方針を定めるもの。

<公共施設等総合管理計画の策定の状況>

令和4年3月末時点において、都道府県及び指定都市は全団体、市区町村においても99.9%の団体において策定が完了。

<公共施設等総合管理計画の見直し>

<u>令和3年度までに、個別施設計画等を踏まえた見直しを行うよう要請(新型コロナ</u>ウイルス感染症等により令和4年度以降となる場合は、令和5年度まで)。

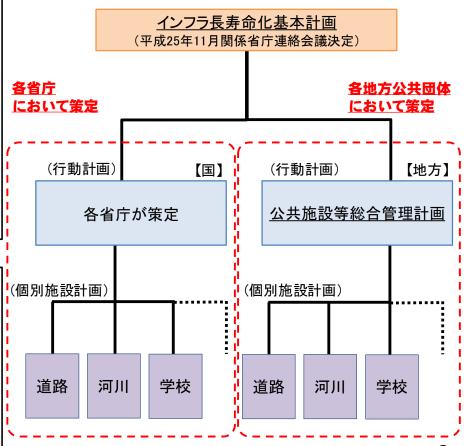
個別施設計画の策定 ※令和4年度までに策定

<個別施設計画の内容>

公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体の対応方針を 定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の状態や維持管理・ 更新等に係る対策(※)の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期、 対策費用を定めるもの。

※ 維持管理・更新等に係る対策 次回の点検、修繕・更新、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、 廃止・撤去、耐震化等

【インフラ長寿命化計画の体系】



公共施設等総合管理計画見直しのイメージ

公共施設等総合管理計画

平成28年度までに策定

令和3年度までに個別施設計画等を踏まえた見直しを要請

(新型コロナウイルス感染症等により令和4年度以降となる場合は、令和5年度まで)

比較

映

反

総合管理計画策定の目的

- ・更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことによる財政負担の軽減・平準化
- 公共施設等の最適配置の実現
- 公共施設等の現況及び将来の見通し

中長期的な維持管理・更新等の経費の見込み

既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の(自然体の)経費見込み

個別施設計画に基づく対策効果を反映した経費見込み

対策による効果額

充当可能な財源の見込み

対策の

内容等

反映

取組 効果 反映

- 〇 公共施設等の管理の基本的な方針
- ●計画期間等
- ●全庁的な取組体制等
- ●公共施設等の管理の基本的な考え方
 - 1) 点検・診断等の実施方針
 - ② 維持管理・更新等の実施方針
- ③ 安全確保の実施方針
- ④ 耐震化の実施方針
- ⑤ 長寿命化の実施方針
- ⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針
- ⑦ 脱炭素化の推進方針
- ⑧ 統合や廃止の推進方針
- ●PDCAサイクルの推進方針

- ⑨数値目標の設定
- ・公共施設等の数・延べ床面積等に関する目標
- ・トータルコストの縮減・平準化に関する目標 等
- ⑩ 地方公会計(固定資産台帳等)の活用
- ① 保有する財産(未利用資産等)の活用や 処分に関する基本方針
- ⑫ 広域連携
- ③ 地方公共団体における各種計画及び 国管理施設との連携
- (4) 総合的かつ計画的な管理を実現する ための体制の構築方針
- ※将来的なまちづくりの視点から検討
- ※ PPP /PFI の活用などの考え方

令和4年度までに策定完了

個別施設計画 A

個別施設計画 B

反映

個別施設計画 C

個別施設計画 D

地方自治体における総合管理計画見直し状況・見込み(令和4年9月30日時点)

	見直し) 済団体数	1	見	見直し予定	已団体数					し済団体数]	見	見直し予定	定団体数		
団体名	(シ	シェア)	1		(シェ	ェア)		合計	団体名	(?	シェア)			(シェ	ア)		合計
	令和 4		4 年度	↓年度		和5年度末	令和6年度以降 または時期未定	⊔п	그 (추)	令和 4		4 年度		~令和5年度末		令和 6 年度以降 または時期未定	ЦП
北海道	130	(72.2%)	168	(93.3%)	180	(100.0%)	0	180	滋賀県	14	(70.0%)	17	(85.0%)	18	(90.0%)	2	20
青森県	40	(97.6%)	41	(100.0%)	41	(100.0%)	0		京都府	25	(92.6%)	27	(100.0%)	27	(100.0%)	0	27
岩手県	22	(64.7%)	29	(85.3%)	34	(100.0%)	0		大阪府	31	(70.5%)	37	(84.1%)	44	(100.0%)		44
宮城県	25	(69.4%)	34	(94.4%)	36	(100.0%)	0		兵庫県	32	(76.2%)	42	(100.0%)	42	(100.0%)		42
秋田県	22	(84.6%)	25	(96.2%)	26	(100.0%)	0		奈良県	26	(65.0%)	39	(97.5%)	40	(100.0%)	0	40
山形県	27	(75.0%)	34	(94.4%)	36	(100.0%)	0	36	和歌山県	19	(61.3%)	26	(83.9%)	31	(100.0%)	0	31
福島県	49	(81.7%)	54	(90.0%)	58	(96.7%)	2	60	鳥取県	18	(90.0%)	20	(100.0%)	20	(100.0%)	0	20
茨城県	34	(75.6%)	39	(86.7%)	45	(100.0%)	0	45	島根県	13	(65.0%)	18	(90.0%)	20	(100.0%)	0	20
栃木県	20	(76.9%)	24	(92.3%)	26	(100.0%)	0	26	岡山県	15	(53.6%)	26	(92.9%)	28	(100.0%)	0	28
群馬県	20	(55.6%)	31	(86.1%)	36	(100.0%)	0	36	広島県	17	(70.8%)	23	(95.8%)	24	(100.0%)	0	24
埼玉県	61	(95.3%)	64	(100.0%)	64	(100.0%)	0	64	山口県	19	(95.0%)	20	(100.0%)	20	(100.0%)	0	20
千葉県	41	(74.5%)	53	(96.4%)	55	(100.0%)	0	55	徳島県	23	(92.0%)	25	(100.0%)	25	(100.0%)	0	25
東京都	36	(57.1%)	45	(71.4%)	63	(100.0%)	0	63	香川県	15	(83.3%)	17	(94.4%)	18	(100.0%)	0	18
神奈川県	23	(67.6%)	29	(85.3%)	34	(100.0%)	0	34	愛媛県	17	(81.0%)	18	(85.7%)	21	(100.0%)	0	21
新潟県	16	(51.6%)	27	(87.1%)	31	(100.0%)	0	31	高知県	26	(74.3%)	29	(82.9%)	35	(100.0%)	0	35
富山県	11	(68.8%)	15	(93.8%)	16	(100.0%)	0	16	福岡県	41	(67.2%)	55	(90.2%)	61	(100.0%)	0	61
石川県	17	(85.0%)	19	(95.0%)	20	(100.0%)	0	20	佐賀県	10	(47.6%)	16	(76.2%)	21	(100.0%)	0	21
福井県	12	(66.7%)	18	(100.0%)	18	(100.0%)	0	18	長崎県	20	(90.9%)	22	(100.0%)	22	(100.0%)	0	22
山梨県	23	(82.1%)	28	(100.0%)	28	(100.0%)	0	28	熊本県	39	(84.8%)	46	(100.0%)	46	(100.0%)	0	46
長野県	69	(88.5%)	78	(100.0%)	78	(100.0%)	0	78	大分県	17	(89.5%)	19	(100.0%)	19	(100.0%)	0	19
岐阜県	40	(93.0%)	42	(97.7%)	43	(100.0%)	0	43	宮崎県	25	(92.6%)	27	(100.0%)	27	(100.0%)	0	27
静岡県	30	(83.3%)	34	(94.4%)	36	(100.0%)	0	36	鹿児島県	39	(88.6%)	43	(97.7%)	44	(100.0%)	0	44
愛知県	44	(80.0%)	51	(92.7%)	55	(100.0%)	0	55	沖縄県	31	(73.8%)	39	(92.9%)	42	(100.0%)	0	42
三重県	23	(76.7%)	28	(93.3%)	30	(100.0%)	0	30	合計	1367	(76.5%)	1661	(92.9%)	1784	(99.8%)	4	1788

個別施設計画の策定状況

令和4年4月19日 経済財政諮問会議 経済・財政一体改革推進委員会 第31回国と地方のシステムWG資料

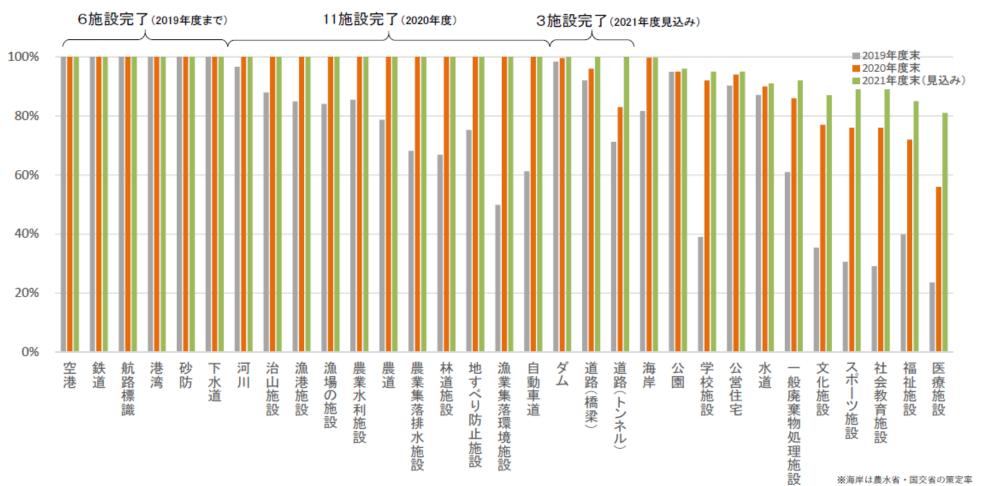
【工程表における目標】

個別施設計画の策定率:2022年度末までに100%

【現状】

17施設で策定完了。

(一部、コロナの影響や施設の複合化等を合わせて検討していること等により、策定が遅れている。)



新経済·財政再生計画改革工程表2022(令和4年12月22日経済財政諮問会議決定)抜粋

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

KPI第2階層	K P I 第 1 階層	工程(取組·所管府省、実施時期)	23	24	25
		6. 総合管理計画・個別施設計画の策定、見える化・横展開			
○施設の集約化・複合化等の計画数・ 実施数:進捗状況をモニターする [実	○個別施設計画の策定率:2022 年度末までに100% ○総合管理計画の見直し策定率: 2023 年度末までに100%	(総合管理計画) a.総合管理計画の見直しについて、2021年度末までの状況の分析を行った上で、2023年度末までに完了するよう支援を引き続き行う。 《所管省庁:総務省》	\rightarrow		
績調査の結果を踏まえ、必要な改善策 を講じる]	〇総合管理計画において効率化の効果 を含めたインフラ維持管理・更新費見通 しを公表した累積地方自治体数:毎年 度増加[実績調査の結果を踏まえ、必 要な改善策を講じる]	b. 公共施設等総合管理計画の主たる内容をまとめた一覧表について、効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを見える化するなど、見える化の内容の更なる充実を図るとともに、地方自治体が個別施設計画の内容を踏まえて維持管理・更新見通しの見直しを行うよう、技術的な助言を実施する。(2026 年度以降も継続的に実施)《所管省庁:総務省》	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow

令和5年度「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」

- 人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える 化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要性が高まっている
- しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模 市町村を中心に公営企業会計の適用やストックマネジメント等の取組が遅れている団体もあるところ

地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、<u>総務省と地方公共団体金融機構の共同事業</u>として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣

事業概要

- (1) アドバイザーを派遣する支援分野
- 〇 公営企業・第三セクター等の経営改革
 - DX・GXの取組
 - 経営戦略の改定・経営改善
 - ・ 公立病院経営強化プランの策定及び経営強化の取組
 - 上下水道の広域化等
 - ・ 第三セクターの経営健全化
- 〇 公営企業会計の適用
- (2) 支援の方法

〇 地方公会計の整備・活用

- 〇 公共施設等総合管理計画の見直し・実行 (公共施設マネジメント)
- 〇 地方公共団体のDX
- 〇 首長・管理者向けトップセミナー

個別市区町村に継続的に派遣(各都道府県市区町村担当課等と連携して事業を実施)

都道府県に派遣

課題対応アドバイス事業

市区町村・公営企業が直面する課題に対して、当該課題の克服等、財政運営・経営の改善に向けたアドバイスを必要とする場合に団体の要請に応じて派遣

課題達成支援事業

上記の支援分野の実施に当たり、知識・ノウハウが不足するために達成が 困難な市区町村・公営企業に、技術的・専門的な支援を行うために派遣

啓発•研修事業

都道府県が市区町村・公営企業の啓発 のため支援分野の研修を行う場合に派 遣

※アドバイザーの派遣経費(謝金、旅費)は、地方公共団体金融機構が負担

- (3) 事業規模
 - 約6億円(約1,400団体・公営企業への派遣を想定)

2 公共施設等適正管理推進事業債について

公共施設等適正管理推進事業について

【事業期間】令和4年度~令和8年度

【事業費】4,800億円(令和5年度)

【地方財政措置】公共施設等適正管理推進事業債

【地万財政措直】公共施設寺適止官埋推進事業慎									
対象事業	充当率	交付税 措置率							
① 集約化・複合化事業									
【建築物(公民館等)】 ・延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業 【非建築物(グラウンド等)】 ・維持管理経費等が減少すると認められる集約化・複合化事業 ※複数団体が連携して実施する集約化・複合化事業の取組において、対象施設を有しない団体も実施主体に含む。		50%							
② 長寿命化事業									
【公共用建物】 ・施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業 【社会基盤施設】 ・所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業(一定規模以下等の事業) 道路、河川管理施設(水門、堤防、ダム(本体、放流設備、観測設備、通報設備等))、砂防関係施設、海岸保全施設、 港湾施設、都市公園施設、空港施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設									
③ 転用事業		応じて 30~ 50%							
・他用途への転用事業		(注)							
④ 立地適正化事業									
・コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業									
⑤ ユニバーサルデザイン化事業									
・公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業									
⑥ 除却事業		_							
・公共施設等の除却を行う事業									

⁽注)義務教育施設の大規模改造事業に係る事業については、地方負担額に対する交付税措置率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の大規模改造事業 (地方単独事業)に係る 当該値を下回らないよう設定

公共施設等適正管理推進事業債の対象施設

		対象施設 ※1					
事業名	公共施	設 ※2	公用施設	参考			
		社会基盤施設	五州地政				
①集約化・複合化	0			・ 複数の団体が連携して行う事業や国庫補助事業も対象 ・ グラウンド等の非建築物についても、維持管理経費等 が減少 すると認められる場合は対象			
②長寿命化	0	0		令和4年度から空港施設、ダム(本体、放流設備)を対象 に追加			
③転用	○ 他の公共施設 への転用		○ 公共施設 への転用	①との組合せ(集約化・複合化した残りの施設の転用)も 可能			
④立地適正化	0			・ 国庫補助事業を補完する事業 ・ 国庫補助事業と一体的 に実施する事業			
⑤ユニバーサルデザイン化	0	0	0	庁舎などの公用施設における段差解消やトイレの洋式化も 対象			
⑥除却	0	0	0				

^{※1} 公営企業施設は対象外。

(参考)

各地方公共団体の公共施設等総合管理計画の主たる記載内容の一覧及び自治体施設・インフラの老朽化対策・防災対策のための地方債活用の手引きについて総務省HPで掲載掲載URL: http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html

^{※2} ①~⑤の事業について、公営住宅は対象外。

- 3 地方公会計関係について
- (1)地方公会計における財務書類等の作成・更新の早期化等について

統一的な基準による財務書類等の作成状況

- 令和4年3月末時点で、令和2年度末時点の状況を反映した固定資産台帳については全団体の94.1%にあたる1,683団体が整備(更新)済み。
- 令和4年3月末時点で、令和2年度決算に係る財務書類については全団体の91.6%にあたる1,638団体が作成済み。

【令和2年度末時点の状況を反映した固定資産台帳の整備(更新)状況】(令和4年3月31日時点)

※固定資産台帳の更新を毎年度行うことが必要

(単位:団体)

整備(更新)状況	都道府県	市区町村	指定都市	指定都市除く 市区町村	合計	※参考 前年度の状況
整備(更新)済み	46 (97.9%)	1,637 (94.0%)	20 (100.0%)	1,617 (94.0%)	1,683 (94.1%)	1,565 (87.5%)
対象団体数	47 (100.0%)	1,741 (100.0%)	20 (100.0%)	1,721 (100.0%)	1,788 (100.0%)	[+118 (+6.6%)]

【令和2年度決算に係る一般会計等財務書類(財務4表)の作成状況】(令和4年3月31日時点)

※ 今和5年度までに全都道府県、今和7年度までに全団体で決算年度の翌年度末までに財務書類の作成を完了することが必要 (単位:団体)

作成状況	都道府県	市区町村	指定都市	指定都市除く 市区町村	合計	※参考 前年度の状況
作成済み	46 (97.9%)	1,592 (91.4%)	20 (100.0%)	1,572 (91.3%)	1,638 (91.6%)	1,539 (86.1%)
対象団体数	47 (100.0%)	1,741 (100.0%)	20 (100.0%)	1,721 (100.0%)	1,788 (100.0%)	[+99 (+5.5%)]

「令和2 年度決算に係る財務書類の作成状況等に関する調査」より



決算年度の翌年度末までに作成・更新が完了しない団体においては、<u>毎年度、確実に財務書類等の作成・更新</u>を行うこと、及び、作成・更新の早期化を図る(少なくとも決算年度の翌年度末までには完成させる)ことが必要。

新経済·財政再生計画改革工程表2022(令和4年12月22日経済財政諮問会議決定)抜粋

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
○国有地の定期借地件数:目標は設定せず、モニターする [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]	〇固定資産台帳の更新状況:毎年度 100%	(未利用資産等の活用促進) a. 国有地について、国は国有地の管理・処分の基本方針に基づき、公用、公共用優先の原則に基づく地方公共団体等からの優先的な利用要望を受け付け、利用要望がない場合は一般競争入札により処分する。また、まちづくりに配慮した土地利用を行いつつ、民間の企画力・知見を具体的な土地利用に反映させる入札などの手法の活用も行うほか、所有権を留保する財産や、保育・介護等の人々の安心につながる分野で利用を行う財産については、定期借地権による貸付を行うなど、管理処分の多様化を図るとともに、国有地の定期借地件数のモニタリングの結果を踏まえ、未利用資産等の活用促進の観点から必要な改善策を講じる。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁:財務省》	\rightarrow	→	→
		b. 公有地について、国は地方公共団体における固定資産台帳の整備状況を毎年フォローアップしつつ、先進的な取組事例を把握して横展開する。 (2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁:総務省》	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow
		c. 各地方公共団体が公表している固定資産台帳のデータや保有する財産の活用や処分に関する基本方針へのリンク集を作成し、順次更新する。また、財政状況資料集において、以下の項目について、経年比較や類似団体比較を実施した上で、グラフを用いて図示するとともに、各団体の分析コメントを付して公表し、各地方公共団体における施設類型ごとの公共施設の保有量等を「見える化」する。 ・所有資産全体の有形固定資産減価償却率・施設類型ごとの有形固定資産減価償却率・施設類型ごとの有形固定資産減価償却率及び一人当たり面積等 ・一人当たりの投資的経費の内訳(既存施設更新・新規施設整備)、維持補修費も含めた決算情報有形固定資産減価償却率については、将来負担比率とも組み合わせ、経年比較や類似団体比較を行うことで、老朽化対策の進捗状況を「見える化」する。(2026年度以降も継続的に実施)《所管省庁:総務省》	→	\rightarrow	

新経済·財政再生計画改革工程表2022(令和4年12月22日経済財政諮問会議決定)抜粋

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

	也方行財政改革等 1. 持続中	リ能な地力行財政基盤の 情染 			
KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組·所管府省、実施時期)	23	24	25
	○地方財政計画上の各歳入・歳出項目	9. 地方行財政の「見える化」、先進・優良事例の横展開			
	と決算の差額及び対応関係について「見える化」 ○地方単独事業(ソフト)の決算情報の全国の状況を「見える化」	a. 地方財政計画上の各歳入・歳出項目(給与関係経費や一般行政経費等)と決算との差額及び対応関係について、より分かりやすくなるよう工夫した上で見える化に取り組む。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁:総務省》	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow
○「見える化」・一覧化された情報を財政 運営の参考とした地方公共団体数 【全団体】	16」のに地方公共団体数 【2023 年度までに全都道府県、2025 年度までに全団体】 ○決算年度の翌年度までに財務書類の 作成。更新を完了している地方の共団体	b. 地方単独事業(ソフト)について、試行調査を行い明らかになった課題(歳出区分の設定の在り方、歳出区分への計上精度の向上など)の解消に向けて取り組み、法令との関係を含めて「見える化」を推進。(2026 年度以降も継続的に実施)《所管省庁:総務省》	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow
○統一的な基準による地方公会計を資産管理向上に活用した地方公共団体数【全団体】 ○各団体のBPRによる業務改革の効果把握を図るための指標		c. 各年度の決算について、地方公共団体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針に関し、統一的な様式での公表・一覧化により「見える化」を推進。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁:総務省》	$\boxed{\rightarrow}$	\rightarrow	\rightarrow
※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等(業務コスト(金額)、処理手続時間等)を把握し、公表	【2023 年度までに全都道府県、2025年度までに全団体】 ○統一的な基準による地方公会計の情報について、比較可能な形で分析・公表した地方公共団体数 【2023 年度までに全都道府県、2025年度までに全団体】	d. 地方公共団体における財務書類等の作成・更新について、 仕訳作業の早期化・分散化、予算科目と公会計の勘定科 目の統一化等の取組事例の収集・公表、職員研修等の実施、知見・ノウハウを有する専門人材の活用促進、デジタル 化等により早期化を図るとともに、作成・更新が遅れている団 体に対しては継続してフォローアップを実施する。(2026 年度 以降も継続的に実施) 《所管省庁:総務省》	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow
	○令和2年度から令和4年度までに臨時交付金を活用した事業について、実施状況を公表している地方公共団体数【2023年度までに100%】	e. 住民一人当たり行政コストやストック情報等について、直近の 決算統計データ等を用いて更新・公表を行い、「見える化」を 推進。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁:総務省》	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow
	○令和2、3年度に臨時交付金を活用 した事業について、効果を公表している地 方公共団体数 【2023年度までに100%】	f. 統一的な基準による地方公会計について、経年・団体間比較が可能な形で「見える化」を推進するとともに、標準化された基本項目を記載した固定資産台帳のデジタル化や、固定資産台帳のデータと個別の施設とをコードの設定により紐付けて公共施設等の適正管理に活かす取組などの促進を図り、資産管理向上や予算編成に活用している取組事例の共有に取り組む。(2026 年度以降も継続的に実施)《所管省庁:総務省》	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow

地方公会計の活用状況(令和3年度)

(単位:団体)

区分	都道》	苻県	市区日	町村	指定	都市	指定都		合	†	※参 前年度	-
財務書類や固定資産台帳の情報を基に、各種指標の分析を行った	19	(40.4%)	970	(55.7%)	13	(65.0%)	957	(55.6%)	989	(55.3%)	963	(53.9%)
施設別・事業別等の行政コスト計算書等の財務書類を作成した	2	(4.3%)	73	(4.2%)	4	(20.0%)	69	(4.0%)	75	(4.2%)	86	(4.8%)
公共施設等総合管理計画または個別施設計画の策定や改訂時 に財務書類や固定資産台帳の情報を活用した	8	(17.0%)	400	(23.0%)	4	(20.0%)	396	(23.0%)	408	(22.8%)	211	(11.8%)
公共施設の見直し等を行う際の検討材料として、財務書類や固定 資産台帳の情報を利用し、施設の適正管理に活用した	1	(2.1%)	60	(3.4%)	2	(10.0%)	58	(3.4%)	61	(3.4%)	97	(5.4%)
決算審査の補足資料とするなど、議会における説明資料として活用した	9	(19.1%)	230	(13.2%)	6	(30.0%)	224	(13.0%)	239	(13.4%)	218	(12.2%)
簡易に要約した財務書類を作成するなどし、住民に分かりやすく 財政状況を説明した	37	(78.7%)	412	(23.7%)	12	(60.0%)	400	(23.2%)	449	(25.1%)	480	(26.8%)
財務書類や固定資産台帳の情報を基に、地方債の説明会において財政状況を説明した	12	(25.5%)	7	(0.4%)	4	(20.0%)	3	(0.2%)	19	(1.1%)	26	(1.5%)
未利用財産の売却時等に固定資産台帳を活用した	1	(2.1%)	28	(1.6%)	0	(0.0%)	28	(1.6%)	29	(1.6%)	23	(1.3%)
上記以外の活用	3	(6.4%)	66	(3.8%)	3	(15.0%)	63	(3.7%)	69	(3.9%)	65	(3.6%)

[※] 合計の%表示については、1,788団体を分母として計算。

※ 複数回答あり。

「令和2 年度決算に係る財務書類の作成状況等に関する調査」より (令和4 年3 月31日時点)

資産管理への活用が想定される場面

- ① 公共施設等総合管理計画の改訂・推進、個別施設計画の策定・推進
 - ・ 固定資産台帳の情報に基づく公共施設等の更新費用の推計
 - ・ 有形固定資産減価償却率等に基づく対策の優先順位の検討
 - ・ 施設別のコスト等の分析に基づく再配置・統廃合等の検討 等
- ② モニタリング
 - ・ 施設別財務書類による、個別施設計画に定められた事業の進捗状況の確認 等
- ③ 財源の確保
 - 更新費用の推計、減価償却累計額等を参考にした計画的な財源の確保 等

地方公会計と公共施設の適正管理の連携について

<u>地方公会計と公共施設等の適正管理をリンク</u>させることによって、公共施設等のマネジメントを より効果的に推進することが可能となる。

統一的な基準による固定資産台帳・財務書類の整備

地方公会計

- 統一的な基準による地方公会計の整備の一環として、公共施設等の取得年月日、取得価額、耐用年数と いったデータを含む固定資産台帳を整備する。※併せて公共施設等の実際の損耗状態等を把握しておくことも重要
- 統一的な基準による財務書類(貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書等) を作成する。

公共施設等総合管理計画等の推進・不断の見直し

公共施設等適正管理

公共施設等総合管理計画に基づき、資産管理や予算編成を行うに当たり、固定資産 台帳のデータ、個別施設計画に記載した具体的な内容等を踏まえ、更新・統廃合・長寿 命化等を進める。



公共施設等

適正管理 各分野ごとの個別施設計画の策定・推進

個別施設ごとに、点検・診断によって得られた 個別施設の状態を踏まえ、対策内容と実施時期、 対策費用の概算等を整理する。

施設別のセグメント分析の実施

○ 施設別の行政コスト計算書等によるセグメント <u>分析を実施する</u>ことで、個別具体的な更新・統廃 合・長寿命化等の実施につなげることができる。 ※公共施設等総合管理計画には、更新・統廃合・長寿命化等の基 本的な考え方(総論)が盛り込まれている

公共施設等適正管理推進事業債等の活用

公共施設等適正管理

個別施設計画等において、具体的な対策を決定した公共施設等について、公共施設等適正管理推進事業 **債等を活用することにより、集約化・複合化、長寿命化、転用、除却等を円滑に推進することができる。**

セグメント分析 (施設の統廃合)

【事例】施設別の財務書類の作成・分析による図書館の統廃合(熊本県宇城市)

背景・目的

- 合併に伴い、同種同規模の建物が旧5町ごとに存在している現状は、少子高齢化、市民ニーズの多様化、 合併による生活圏の変化に合致した施設規模・配置では必ずしもなくなってきている。
- 多くの施設を維持管理する上で、更新又は大規模改修が必要な施設に計画的かつ適切な保全管理ができていない。

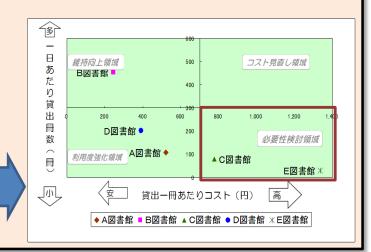
事例の概要

- 財務書類のうち、経常的な行政活動に係る費用・収益を示す「行政コスト計算書」を、5つの図書館ごとに作成し、
 - 各図書館の行政コストを把握。
- 各図書館の行政コストをもとに、 貸出一冊当たりのコストを算出。
- 一日当たりの貸出冊数と組合せて グラフ化し、4つのグループに分け、 各図書館の評価分析を実施。
- 必要性検討領域(右図の右下太枠) にある2つの図書館について、 耐震性や地理的要素等も考慮しながら、 移転、解体等を検討。

_ <施設別行政	コスト計算	書>			(単位:千円)
施設名称	A図書館	B図書館	C図書館	D図書館	E図書館
【行政コスト】					
人件費	14,475	13,139	13,421	15,209	8,592
退職手当コスト	1,080	585	1,080	1,170	540
委託料	495	1,525	1,713	1,445	565
需用費	1,759	5,336	3,205	2,745	1,641
減価償却費	74	11,581	1,920	4,336	1,210
その他	3,780	7,910	4,458	5,151	2,521
行政コスト合計	21,663	40,076	25,797	30,056	15,069
【収入】					
その他		4			
収入合計		4			

<一冊当たりのコス	トを算出>

A図書館	B図書館	C図書館	D図書館	E図書館
27,299	72,813	39,767	40,273	8,573
39,433	165,827	29,362	74,004	10,883
21,663	40,076	25,797	30,056	15,069
108	454	80	203	30
549	242	879	406	1,385
	27,299 39,433 21,663 108	27,299 72,813 39,433 165,827 21,663 40,076 108 454	27,299 72,813 39,767 39,433 165,827 29,362 21,663 40,076 25,797 108 454 80	27,299 72,813 39,767 40,273 39,433 165,827 29,362 74,004 21,663 40,076 25,797 30,056 108 454 80 203



効果等

- 検討の結果、耐震性が低いC図書館については、平成27年度解体撤去。
- 市街地中心部から離れていたE図書館はB図書館の分館として中心部にある支所に移転(貸出冊数が倍増(1,500冊→3,000冊/月))。 E図書館であったスペースを利用し、複数あった郷土資料館を宇城市郷土資料館として統合。

今後の地方公会計のあり方に関する研究会

1. 背景·課題

- 〇平成26年に設定した「統一的な基準」に基づき、財務書類の作成を推進してきた結果、令和3年度末には、1,638/1,788団体(91.6%)の自治体で毎年度作成がなされるなど、定着してきた。
- 〇一方で、以下の課題がある。
 - ①資産管理等への活用が2割程度に留まるなど、公共施設マネジメント等への更なる活用の余地(活用に関する課題)
 - ②これまでの統一的な基準の運用等を踏まえ、統一的な基準の精度を検証し、必要に応じて改善が必要。(基準のメンテナンスに関する課題)

2. 検討項目

- ①地方公会計情報の一層の活用方法の検討
 - ・固定資産台帳の活用(公共施設マネジメント等)
 - ・財務書類の活用(セグメント分析)
- ②統一的な基準の検証・改善
 - ・固定資産台帳の精緻化(精度の底上げ、施設との紐付け)
 - 固定資産台帳と他の台帳(公有財産台帳等)との連携
 - ・財務書類の計上方法の精査
 - ・予算執行との連携による早期作成・精緻化・負担軽減 など

3. スケジュール

令和4年8月1日(月)から2年間

4. 委員

(座長) 関口 智 立教大学経済学部教授

(委員) 天川 竜治 熊本県宇城市総務部長

石川 恵子 日本大学経済学部教授

伊集 守直 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授

遠藤 尚秀 大阪公立大学大学院都市経営研究科長(教授)

川口 克仁 大阪府大東市政策推進部次長兼行政サービス向上室長兼課長

小室 将雄 有限責任監査法人トーマッパートナー

菅原 正明 公認会計士·税理士

高橋 晶子 EY新日本有限責任監査法人シニアマネージャー・公認会計士

田中 郁雄 横浜市財政局財政部財政課財政調査担当課長

中川 美雪 合同会社みらい会計研究所代表・中川美雪公認会計士事務所代表

吉野 真穂 東京都会計管理局新公会計制度担当課長

(オブザーバー) 園田 雅宏 財務省主計局法規課公会計室長

※敬称略

統一的な基準による地方公会計の整備及び活用に係る支援

1. マニュアルの公表

統一的な基準による財務書類の作成手順や固定資産台帳の整備手順、事業別・施設別のセグメント 分析を始めとする財務書類の活用方法等を内容とする「統一的な基準による地方公会計マニュアル」 を平成27年1月に公表した(平成28年5月改訂)。「地方公会計の推進に関する研究会」報告書等を踏 まえ、マニュアルを改訂(令和元年8月改訂)。

2. 人材育成支援

専門家の招へい・職員研修等を実施する際に活用可能な専門人材(地方公共団体職員等)のリストを総務省ホームページにて公表。

市町村職員中央研修所(JAMP)、全国市町村国際文化研修所(JIAM)、地方公共団体金融機構(JFM)等を活用して、財務書類の活用方法も含めた自治体職員向けの研修を実施。

「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」(総務省と地方公共団体金融機構の共同事業)において、地方公会計の分野についても、団体の状況や要請に応じて専門知識を有するアドバイザーを派遣し、財務書類等の作成・活用支援を実施。

3. 財政支援

地方公会計システムの運用に係る経費について普通交付税措置。 専門家の招へい・職員研修に要する経費について特別交付税措置。 (※措置率1/2 (財政力補正あり))

経営・財務マネジメント強化事業 利用事例①(山梨県小菅村)

【課題対応アドバイス事業(手挙げ型)】

(アドバイザー: 自治体職員)

背景・目的

○ これまで作成してきた財務書類については、活用方法が分からず、議会報告など外部への説明に活用出来ていなかった。財政全般を担当1名で取り扱う状況において、精度向上や活用を目指し、アドバイザーに助言を求めた。

事例の概要

- 村役場の規模・業務体制等の状況を鑑み、担当者1名での作成を前提とした 財務書類の年間作業スケジュールの設定について助言を受けた。
- 地方公会計特有の項目(引当金や建設仮勘定等)に対する計上方法や、 過去作成した財務書類の精度向上が必要なポイントについて、指導を受けた。
- 村が抱える課題について、アドバイザーの実務経験を元に、 地方公会計を用いた、解決へのアプローチ手法について助言を受けた。



人口:662人(R4.10.1時点) 行政職職員数:21名(R4.4.1時点)

- ・ 懸案事項であるごみの有料化の検討について、地方公会計を用いたコストの積算や分析方法、これらを踏まえた使用料単価の算定方法について、助言を受けた。また、料金決定に係る合意形成のノウハウがなかったため、 行政サービス料金の値上げプロセスについても、実務事例を元に助言を受けた。
- この他、村の課題解決にあたり、問題点を探る上で、関係分野に係る投資費用を他市町村と比較するといった財政的なアプローチ手法について、助言を受けた。

効果等

- 限られた人員の中、年間の作成スケジュールの確立に目処が立つと共に、決算資料として議会報告に活用することができた。
- 財務書類の作成だけでなく、村が抱える課題について、どのように解決を目指していくかというアプローチ手法や、 財政的な側面から検討するための指針を得ることができた。

経営・財務マネジメント強化事業 利用事例②(愛知県)

【啓発・研修事業(県主催の市町村研修)】

(アドバイザー:コンサルタント)

施設全体ごとの市町村別比較

背景・目的

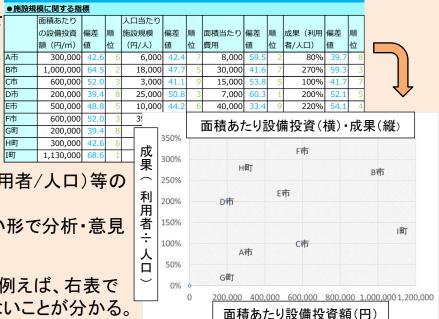
○ 地方公会計の財務書類等の作成については、県内市町村において一定程度の進捗が見られていることから、次のステップとして活用を意識してもらうために、セグメント分析の体験機会として、演習形式の研修を実施した。

事例の概要

- 〇 事前課題として、「体育施設に係るセグメント財務書類」を 参加団体が作成(県内21団体が参加)。
- より正確な比較ができるよう、体育施設全体だけでなく、 トレーニング施設や武道場、競技場など、種類別に分け てセグメント別財務書類を作成。
- セグメント別財務書類の数値を用いて、面積当たり費用 ^{□ 1,130,000} 68.6 1 や利用者当たり費用、面積当たりの設備投資額、成果(利用者/人口)等の 指標を算出し、一覧化した。

また、研修内限りで順位や偏差値も表示し、比較しやすい形で分析・意見 交換を行った。

○ 複数の指標を用いて、グラフ化することでも比較を実施。例えば、右表では、設備投資額に対し必ずしも成果が比例する状況ではないことが分かる。



(サンプル)

効果等

- 活用の第一歩としてセグメント分析を体験することができると共に、作成にあたってのポイントや課題を認識することができた。
- セグメント別財務書類を用いて、同一施設について他団体と比較を行うことで、自団体の課題を認識することができた。

(2)地方公会計に係る参考事例

財務書類等の早期作成・公表(奈良県奈良市)

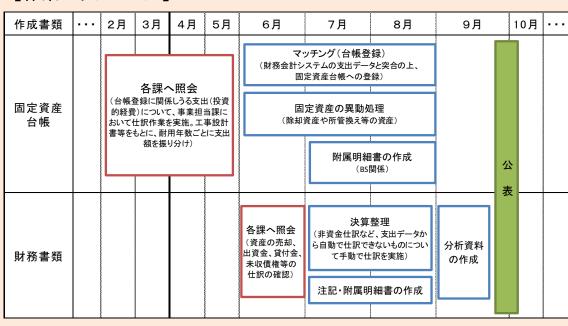
事例概要

〇 時間を要する固定資産台帳の更新作業については、年度内から各事業担当課において仕訳作業を開始して、準備を進めることにより、決算年度の翌年度10月初旬までに財務書類等を公表している。

取組内容

- 予算査定の繁忙期(9月中旬)などと重ならないよ う、地方公会計の繁忙期を6~8月頃にするため、 平成30年度よりスケジュールの前倒しを実施。
- 財務書類等の作成・更新に係る作業スケジュールを確立し、庁内全体で計画的に作業を実施するため、庁内用のマニュアルを整備・共有。
- 〇 特に、財務書類を作成する上で、固定資産台帳の更新作業については作業時間を要するため、年度内の2月から5月までの間において、台帳登録に関係しうる支出(投資的経費)について、各事業担当課において仕訳作業を実施するよう徹底。
- 〇 各事業担当課から提出された仕訳情報を元に、 決算年度の翌年度6月~8月にかけて、財政担当 課において、台帳登録作業、決算整理、注記・附属 明細書の作成、分析資料の作成等の作業を実施。
- 決算年度の翌年度10月初旬には、固定資産台帳、 財務書類について公表している。

【作業スケジュール】



- ※ 赤枠部分が、事業担当課における作業。
- ※ 青枠部分が、財政担当課における作業。

効果等

○ 作業スケジュールを確立の上、各事業担当課において計画的に作業を実施することにより、各担当者の地方公会計に 対する意識向上に繋がるとともに、財務書類等の早期の公表を実現できている。

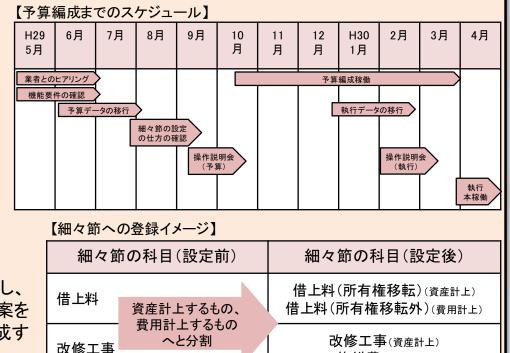
予算科目と公会計の勘定科目の統一化/日々仕訳システムの導入(神奈川県山北町)

事例概要

○ 財務会計システムの更新を契機として、日々仕訳に対応したシステムを導入。導入にあたっては、予算科目の細々節に公会計上の仕訳を登録することで、業務の効率化を図った。

取組内容

- 既存の財務会計システムのリース契約終了(平成29年度末)に伴い、次期財務会計システムを新しく選定する際に、 地方公会計の機能も一体となった日々仕訳に対応したシステムを導入。
- 〇 平成30年度予算の編成段階から新システムを稼働させる ため、調整作業は、平成29年5月に開始し、10月までに完了。
- 日々仕訳の導入に当たって、あらかじめ予算科目に公会計上の勘定科目を紐付けておくことで、担当課が仕訳の作業を行わずとも、予算執行を行うだけで自動的に仕訳が行われることから、財務会計システムの変更による操作説明会は実施したが、それ以外の説明は実施せずに導入を実現。
- 細々節の設定作業は、従前の予算科目コードデータを抽出し、 システム受託業者において公会計上の勘定科目との紐付け案を 作成し、財政担当課で確認。特に、1つの節内で資産形成を成す ものとそうでないものが混在するケース(委託料など)を確認。



効果等

- 出納閉鎖、決算統計作業の後、速やかに現金取引以外の整理に入ることができ、作業時間が大幅に短縮された。
- 財務会計システムが変更となったこと以外に、担当課として作業に大きな変更がないため、庁内調整に時間をかけず、 業務を進めることができている。
- 資産形成における取引については、予算執行の際、固定資産台帳の異動を登録する画面へ自動的に遷移し、 資産情報の更新を行わないと予算執行等ができないため、事業担当課に資産を強く意識してもらうことができた。

修繕費(費用計上)

固定資産台帳を活用した公共施設等総合管理計画の策定(千葉県印西市)

事例概要

○ 公共施設等総合管理計画の策定において、固定資産台帳のデータを元にして、「公共施設の状況」や「公共施設等 の将来の更新等費用の見通し」などを作成した。

取組内容

- 平成29年3月に策定した公共施設等総合管理計画において、 固定資産台帳に掲載されたデータを元に、「公共施設の状況」 (保有状況・整備状況)として、施設分類ごとの施設数・延床面積、 建築年度別の延床面積のデータを算出し、計画に掲載。
- また、「公共施設等の将来の更新等費用の見通し」として、公共施設については、固定資産台帳のデータを元に、以下の条件設定で費用を算出。
 - 更新サイクル:法定耐用年数経過時に更新するものと設定
 - ・更新費用:固定資産台帳の評価額又は再調達価格に解体費 用を加算したものと設定
 - 大規模修繕サイクル:建替えサイクルの半分の期間を設定
 - ・大規模修繕費用:建替え費用から解体費用分を控除した金額 の半分の費用を設定
- 〇 公共施設の将来の更新等費用は1年当たり約20億円と算出されたが、過去の実績等から算出した充当可能見込み財源(約13億円)内に収めるためには、34%縮減する必要があることから、公共施設保有量(延床面積)について、計画期間で34%縮減する数値目標を設定。

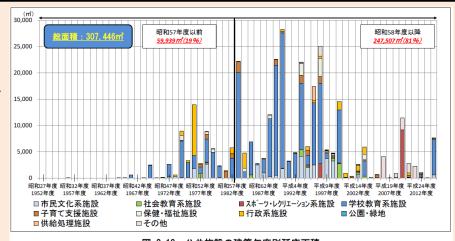


図 2-19 公共施設の建築年度別延床面積

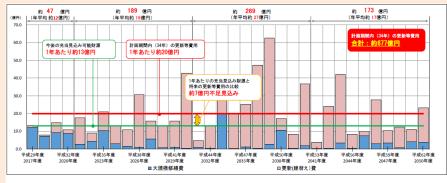


図 2-21 公共施設の将来の更新等費用の推計

効果等

○ 固定資産台帳から得られる情報を活用した定量的なデータをもとに、将来の更新等費用の推計や、施設保有量の縮減 目標を設定することが可能となった。

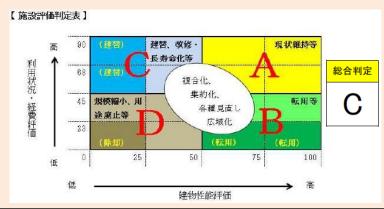
固定資産台帳を活用した公共施設の個別分析(兵庫県洲本市)

事例概要

○ 個別施設計画の策定に併せて、各施設の状況や今後の方針の検証ツールとして「施設カルテ」を作成。「施設カルテ」に おいては、固定資産台帳のデータを活用して、老朽化比率と施設の利用状況を用いてマトリクス分析を実施。

取組内容

- 平成30年度から本格化した個別施設計画の策定に関連して、同計画 の対象施設について、関係部署と協議の上で、「施設カルテ」を作成。
- 「施設カルテ」においては、<u>固定資産台帳のデータから、取得価額や耐用年数などの情報を引用。また、減価償却累計額を用いて、老朽化比率</u>を算出し、施設の利用状況等と組み合わせて、マトリクス分析を実施。
- ○「施設カルテ」における判定結果を基に、外部有識者からなる公共施設 等再編整備検討委員会において、将来の財政収支や施設配置状況に 大きく影響を及ぼすと思われる公共施設について、現地調査を実施。
- その結果を踏まえつ つ、委員会において、 今後の施設の統廃合・ 用途廃止について検 討を実施。今後、個別 施設計画に検討結果 を反映予定。





効果等

○ 公共施設マネジメントを行う上で、固定資産台帳のデータをはじめとする各データを用いて「施設カルテ」による分析を行うことにより、客観的な評価が可能となり、評価結果を基にした改善・見直しにつなげることができる。

固定資産台帳を活用した未利用資産の売却(大分県竹田市)

事例概要

○ 保有している財産を有効に活用するため、固定資産台帳システムにおいて売却可能資産一覧を管理し、売却・貸付が可能な資産について、市の広報誌やホームページで公募。

取組内容

- 固定資産台帳システムにおいて、売却可 能資産について管理(売却可能フラグを設 定)するとともに、一覧を抽出の上、同シス テムに登録された各施設の状態などを参考 にしながら、売却・貸付資産を決定。
- 対象資産の売却・貸付に当たっては、市 の広報誌やホームページにおいて公募を 実施。
- 加えて、売却可能資産及び老朽化の進ん だ資産の有効活用をさらに推進するため、 令和2年度に、対象施設をツアー形式で巡 るサウンディング調査(民間事業者から広く アイデアや意見を聴取)を実施。ツアーには 約20名が参加。当該意見も踏まえ、引き続 き、活用方策を検討していく予定。

売却可能資産一覧(抜粋)

施設名称	所在地	建物用途区分	建物構造	延床面積(m²)	建築取得金額(円)	建築年月日	取得年月日	売却可能フラグ	耐用年数
下木分庁舎	竹田市大字会々字下木2316-1	庁舎	鉄筋コンクリート	620.61	102,000,000	昭和38年8月10日	平成2年3月5日	売却可能資産	50
竹田方面隊第4分団第4部格納庫	竹田市大字次倉字瀬ノロ3616-5	倉庫·物置	鉄骨造	72.33	4,320,000	昭和58年4月1日		売却可能資産	31
赤坂地区集会所	竹田市大字会々字下木2694-1	集会所·会議室	木造	97.82	8,950,700	平成3年3月23日		売却可能資産	22
寺町地区集会所	竹田市大字竹田字山川2116-4	集会所·会議室	木造	54.94	8,520,000	昭和56年4月14日		売却可能資産	22
東中自治会集会所	竹田市大字玉来字綿内1347	庁舎	木造	104.34	9,000,000	昭和56年3月23日		売却可能資産	24
旧竹田学校給食共同調理場	竹田市大字竹田字鬼ヶ城1045-2	その他	鉄骨造	576.00	16,900,000	昭和49年3月25日		売却可能資産	31
白丹体育館	竹田市久住町大字白丹字潤島4734-	体育館	鉄骨造	420.00	75,600,000	昭和53年12月1日		売却可能資産	34
久住校寮舎	竹田市久住町大字栢木5802-2	寮舎•宿舎	木造	498.69	65,000,000	昭和54年10月1日		売却可能資産	22
長寿館	竹田市直入町大字長湯字湯原7963	浴場·風呂場	鉄骨造	316.46	22,152,200	昭和61年12月2日		売却可能資産	34
須郷地区集会所	竹田市直入町大字下田北4477-2	集会所·会議室	木造	85.00	6,285,000	昭和62年12月18日		売却可能資産	22

<広報誌掲載例>



<ホームページ掲載例>

効果等

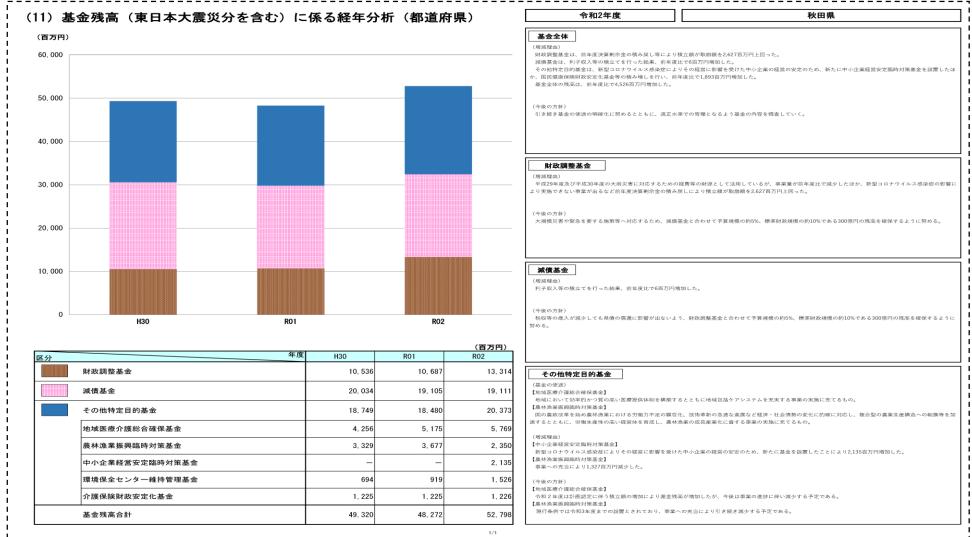
- 〇 固定資産台帳の情報を活用することで、市の保有する未利用財産の状況が一覧的に把握できることから、効率的に売却 対象となる物件を選定可能。
- これまで、公募により、個人や民間事業者等に売却・貸付を実施(令和元年度:5件売却)。

4 基金の積立て状況等の「見える化」の推進について

基金の積立て状況等の「見える化」の推進

「経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)」(改革工程表に沿って、(略)地方自治体の基金の見える化(一覧化を含む)に、引き続き着実に取り組む。)を踏まえ、引き続き、すべての地方公共団体における基金の積み立て状況等を以下の様式により公表

【記載の具体例】



5 地方単独事業(ソフト)の決算情報の「見える化」の推進について

地方単独事業(ソフト)の決算情報の「見える化」の推進

〇 地方単独事業(ソフト)について、平成29年度決算分から、趣旨・目的が共通する経費を一つの区分とすることが適当との 考え方の下に、371の歳出小区分を設定して試行調査を実施、結果を公表。

令和元年度以降の取組



〇「経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)」(地方単独事業(ソフト)に関して、試行調査を行い 明らかになった課題に配慮しつつ検討を行い、法令との関係を含めて引き続き見える化に取り組む)を踏まえ、平成30年度 決算分及び令和元年度決算分、令和2年度決算分について、「地方単独事業(ソフト)の「見える化」に関する検討会報告 書」において明らかになった、平成29年度決算分に係る試行調査に関する課題に以下のとおり対応の上、試行調査を実施 し、結果を公表。

主な課題対応	
歳出区分の設定のあり方	地方公共団体の意見を踏まえた歳出小区分の新規追加(404区分)
歳出区分への計上精度の向上	地方公共団体の意見を踏まえた記載 要領の明確化
システム改修による対応の必要性・コスト	各地方公共団体の財務会計システムの現況等の把握

〇 地方公共団体における、全ての歳出区分を回答対象とする全数調査(令和5年度に実施予定)に向けたシステム改修に要する経費について、特別交付税により措置(令和4年度限り)。

今後の対応



〇 令和3年度決算分については、これまでと同様に試行調査として実施しており、近日中に結果を公表予定。<u>令和4年度決</u> <u>算分(令和5年度に実施予定)からは、決算統計システムにより、全ての歳出区分を回答対象とする全数調査として実施</u>。

311

6 地方公会計の「見える化」の推進について

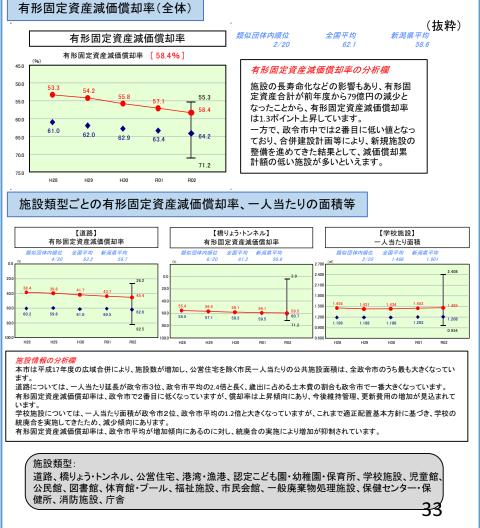
地方公会計の「見える化」・財政指標の活用の推進

統一的な基準による<u>固定資産台帳や財務書類から得られた指標を用いた分析等を行い、公共施設等の適正管理をはじめとする資産管理や予算編成等に活用されるよう、各地方公共団体の作成した財務書類の情報やストック情報(団体全体、施設類型ごと)を比較可能な形で公表。</u>

【財務書類の「見える化」】



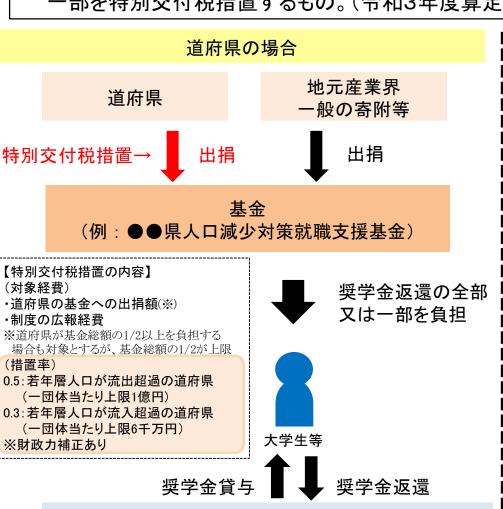
【ストック情報の「見える化」(財政状況資料集の充実)】



7 若者定着に向けた地方創生の取組について

奨学金を活用した若者の地方定着促進に係る特別交付税措置について

○ 若年層を中心とした地方から東京圏等への人口流出への対策としては、若者の地方定着の取組が重要であることから、就職等により地域に定着する人材を確保するため、都道府県又は市町村が大学等卒業後に自団体の区域内に就職・居住することを要件として奨学金返還支援の制度を創設した場合、その費用の一部を特別交付税措置するもの。(令和3年度算定額: 4.0億円)



市町村 奨学金返還の全部 特別交付税措置→ 又は一部を負担 【特別交付税措置の内容】 (対象経費) •市町村負扣額 制度の広報経費 ※令和4年度算定から 新たに追加 (措置率) 0.5: *若年層人口が流出超過の都道府県 の区域内市町村 ・若年層人口が流入超過の都道府県の 区域内における条件不利地域を含む 市町村(政令市を除く) (一団体当たり上限1億円) 大学生、高校生等 0.3: 若年層人口が流入超過の都道府県の 区域内市町村(措置率0.5の団体を除く) (一団体当たり上限6千万円) ※財政力補正あり 奨学金貸与 奨学金返還 奨学金貸与機関(日本学生支援機構又は独自制度)

市町村の場合

奨学金貸与機関(日本学生支援機構又は独自制度)

地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着の促進

国公私立大学

協定(数値目標の設定(※))

地方公共団体

支援

【文部科学省】 大学の取組を<u>補助事業(※)に</u> 採択

※ 大学による地方創生人材 教育プログラム構築事業 等 地元 産業界 地域の 研究機関

共同研究に基づく新事業による雇用創出 〇人 など

連携

※ ●●大学卒業生の県内就職率 〇%アップ、

地域の 金融機関

【総務省】

地方公共団体の取組に対し<u>特別</u> 交付税措置

支援

- ※ 措置率0.8(財政力補正あり)
- ※ 一団体当たり上限1,200万円(公立大学 と連携する取組については、2,400万円)

【取組例】

事業イメージ

大学等の取組

地方公共団体の取組

【取組例1:産業振興】 地方大学、地方公共団体及び地元企業の共同研究による産業振興

地元企業との連携により、地域のブランド産品・固有産業技術の開発、 地域産品の6次産業化、産品展開のための販路開拓やマーケティングの 研究等を実施 地方公共団体設立の研究施設(例:産業技術センター)による共同研究、研究開発委託、大学や地元企業間の連絡調整、販路開拓の支援(物産展への出品等)、マーケティング支援等を実施

【取組例2:就職時対策】 地元企業と学生のマッチングによる地元企業との関わりの強化

地元産業界と連携した、地元企業における長期インターンシップ等、 実践的な職業教育を実施(必須科目化・単位認定) 大学や地元企業間の連絡調整、インターン先企業の開拓、インターンシップ生の受入れ、地元産業界から大学への講師派遣支援等を実施

【取組例3:入学時対策】 ICTやサテライトキャンパスを活用した都市部の大学との単位互換を通じた地元大学への入学促進

地方大学進学者がその居住する地域において、都市部の大学の授業を ICTやサテライトキャンパスを活用して受講・単位修得する機会を提供 (単位互換により在学している地方大学の単位として認定する) 受講スペースの提供、通信費等増嵩経費の一部負担等を実施

※ 公立大学と連携する取組については、文部科学省の補助事業に採択されないものであっても、地方公共団体の取組に対し特別交付税措置

令和5年度より、<u>地方公共団体と地方大学の連携によるリスキリングの推進に関する経費</u>(大学講師等による社会人等を対象とした リスキリング講座の実施や地域人材のリスキリング後の地域活動を支援する取組に要する経費)<u>についても特別交付税措置の対象</u>とする。 8 過疎対策事業債及び辺地対策事業債について

令和5年度における過疎対策事業債・辺地対策事業債の留意事項について

1 地方債計画額(過疎債・辺地債)

資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえ、令和5年度地方債計画額を次のとおり確保

過疎対策事業債 5.400億円(対前年度200億円の増)

辺地対策事業債 540億円(対前年度 10億円の増)

2 過疎債特別分について

次の事業を特別分として位置付け、他の事業に優先して同意等を行う

- ① 雇用創出特別分【継続】・・・・・・・・・・・・・・ 民間雇用の創出や産業振興に資する事業
- ② 光ファイバ等整備特別分【継続】・・・・・・・ 光ファイバ等の整備事業(通信施設・設備に関するもの)
- ③ 公共施設マネジメント特別分【継続】・・・公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共施設の統廃合を伴う集約化・複合化事業

3 過疎債ソフト分の発行限度額について

過疎債ソフト分の発行限度額について、新過疎法の施行に合わせて講じられている激変緩和措置の漸減率は次のとおり

R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	*R9	
1. 0	0. 9	0. 7	0. 5	0. 3	0. 1	0. 1	

※卒業団体のうち財政力指数が0.40以下の団体

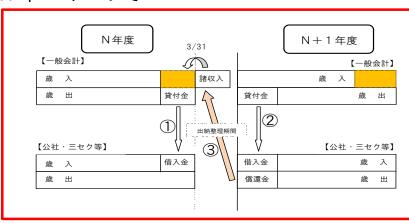
4 財政融資資金の償還期間の延長について(過疎債・辺地債)

- 財政融資資金における償還期間は、過疎対策事業債は原則12年以内、辺地対策事業債は原則10年以内(一部事業を除く)
- 令和5年度より、過疎対策事業債における簡易水道施設及び簡易水道施設であった水道施設、辺地対策事業債における飲用水供給施設について、利率見直し方式に限り30年以内に延長

9 地方公共団体財政健全化法の適切な運用について

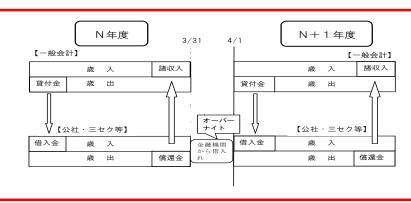
反復・継続的な短期貸付金等について

1. 単コロについて



第三セクター等との間で行われている反復・継続的な短期 貸付金のうち、地方公共団体への返済が出納整理期間に行 われる貸付金については、会計年度独立の原則の趣旨に反 していることから、見直しを図ること。

2. オーバーナイトについて



第三セクター等との間で行われている反復・継続的な短期 貸付金のうち、第三セクター等が年度を越えて金融機関から 借り入れた資金により地方公共団体への返済が行われる貸 付金については、第三セクター等の経営状況を踏まえ、長期 貸付への切替え等必要な見直しを行うこと。

3. 会計年度を越える基金の繰替運用について

会計年度を越える基金の繰替運用については、地方自治法第241条及びそれぞれの基金設置条例の趣旨を逸脱したものとなることのないよう、基金の運用として安全確実性、有利性、流動性(支払準備性、換金性)について満たされているか検証し、必要なものについてはその適正化を図ること。

※ 将来負担比率の算定上、繰替運用額を充当可能基金から控除する取扱いを確実に行うなど、健全化判断比率の算定において適切に対応するとともに、 実態に即した情報開示を行うこと。

10 公立大学関係について

令和5年地方分権一括法における公立大学法人の年度計画及び年度評価の廃止

現行制度の概要

- 〇 地方独立行政法人法(平成15年法律第108号)上、公立大学法人は毎事業年度の開始前に、その事業年度の業務運営に関する 計画(年度計画)を定め、当該年度計画を設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。
- また、公立大学法人は、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価(年度評価)を受けなければならない。
 - ※ また、公立大学法人においては、設立団体の長は6年間で達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)を定め、 公立大学法人は中期目標を達成するための計画(中期計画)を作成し、設立団体の長の認可を受けるとともに、公表しなければならない。

国立大学法人の制度改正

- 令和3年度の国立大学法人法(平成15年法律第112号)の改正において、年度計画及び年度評価を廃止。
- 廃止後においても、国立大学法人の担う業務の公共性及び透明な業務運営を確保する観点から、 中期計画に定める事項として、「教育研究の質の向上に関する目標」及び「業務運営及び効率化に関する目標」を達成するためにと るべき措置の実施状況に関する指標を追加。
 - ※ 具体的には、例えば、中期目標期間終了時までに、 「卒業生の県内就職率を年平均〇%以上にする」、「自治体や地元民間企業との共同研究契約数を年平均〇件以上とする」等、 <u>客観的な数値、取組内容や達成水準に関する指標</u>を定めることとされている。

地方公共団体からの提案

- 今般、地方分権提案において、公立大学法人における年度計画の策定及び年度評価の実施について、<u>国立大学法人法の改正に</u> <u>倣い、廃止してほしい旨、地方公共団体から提案</u>があった。
- 提案理由としては、公立大学法人及び設立団体が、<u>毎年度の年度計画及び年度評価に関する業務により多大な事務量が生じて</u> おり、リソースを教育の質の向上や地域貢献に資する取組に十分に振り分けられないことが挙げられた。
- ⇒令和5年地方分権一括法において、地方独立行政法人法の改正を行い、 公立大学法人に関しても、国立大学法人法と同様に、中期計画の記載事項として、中期目標を達成するためにと るべき措置に関する指標を追加した上で、年度計画及び年度評価を廃止する。